

## 令和 8 年第 3 回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 3 月 10 日（火） 午後 4 時 00 分～
2. 開催場所 宇土市役所 1 階 会議室 1
3. 出席委員 11 名  
中村英子 安田鷹嗣 那須千代 上村博文  
境 良一 芥川高一 芥川清二 鎌賀和夫  
太田桂子 加悦雅浩 宮本久美子
4. 欠席委員 1 名  
小森公明
5. 推進委員出席者 福島 至 中山茂樹 関 輝明 谷山次則 小田健夫  
齊藤栄一郎 重元太郎 長溝鉄夫 松下清史  
本田英二 本田善尚 野田秀則 田中一昭
6. 議事録署名者指名 境 良一 議長  
議事録署名委員 芥川清委員 太田委員
7. 議 事
  - (1) 議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について
  - (2) 議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請審議について
  - (3) 議案第 9 号 農用地利用集積計画の同意について
  - (4) 報告第 3 号 許可不要転用届について
  - (5) 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について

事務局 令和 8 年第 3 回農業委員会総会を開催いたします。本日は、小森委員がご欠席ですが定数の過半数を超えています。よって本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第 2 の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 こんにちは。お忙しい中にご出席頂きまして有難うございます。先日 5 日、イチジクハウスのビニル張りに参集いただきお世話になりました。ほぼ完成したと思いますが、今後も作業が必要になりましたらご協力をお願いします

ます。4月になりますと新年度になりますが、職員は人事異動があり、上村局長は役職定年を迎えられます。体制は変わると思われますがみなさん協力して頑張りましょう。

事務局 ありがとうございました。続きまして次第3の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第5条により境会長に議長をお願いします。

境議長 まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、芥川清二委員さんと太田委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。まず申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いします、事務局から補足説明をお願いします。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号1番について確認委員の那須委員より説明をお願いします。

那須委員 渡人が高齢になり耕作ができないための申請です。問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明します。地図は4ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は約500m、農業年数は26年、農機具を所有し、主たる作物は米、麦、カボチャになり、3条の要件は満たしているものと思われます。なお、親子間の贈与となります。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番について承認します。次に、申請番号2番について確認委員の安田委員より説明をお願いします。

- 安田委員 議案書に記載のとおりの内容です。ご審議よろしくお願ひします。
- 境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願ひします。
- 事務局 申請番号 2 番について説明します。地図は 5 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は立岡町の自宅から車で 5 分、農業年数は 20 年、農機具を所有し、主たる作物はみかん、プラムになり、3 条の要件は満たしているものと思われまふ。なお、譲受人の住所は大津町となつていますが、立岡町の自宅と 2 拠点で生活しているとのことです。以上です。
- 境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 2 番について、委員さんのご意見はありまふせんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 異議なしということですので 2 番について承認します。次に、申請番号 3 番について確認委員の上村委員より説明をお願ひします。
- 上村委員 高齢のため有償で譲渡されるものです。問題はないと思われまふ。ご審議よろしくお願ひします。
- 境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願ひします。
- 事務局 申請番号 3 番について説明します。地図は 6 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は徒歩 1 分、農業年数は 25 年、農機具を所有し、主たる作物は露地野菜となり、3 条の要件は満たしているものと思われまふ。以上です。
- 境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 3 番について、委員さんのご意見はありまふせんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 異議なしということですので 3 番について承認します。次に、申請番号 4 番について確認委員の上村委員より説明をお願ひします。

- 上村委員 渡人は申請番号 3 番と同じで高齢のためです。問題はないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。
- 境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願ひします。
- 事務局 申請番号 4 番について説明します。地図は 7 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は約 2km、農業年数は 10 年、農機具を所有し、主たる作物は露地野菜となり、3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。
- 境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 4 番について、委員さんのご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 異議なしということですので 4 番について承認します。次に、申請番号 5 番について確認委員の宮本委員より説明をお願ひします。
- 宮本委員 議案書に記載のとおりの内容です。問題はないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。
- 境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願ひします。
- 事務局 申請番号 5 番について説明します。地図は 8 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地は自宅隣接地で、農業年数は 20 年、農機具を所有し、主たる作物はみかん、梅、ブルーベリーとなり、3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。
- 境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 5 番について、委員さんのご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 異議なしということですので 5 番について承認します。次に、申請番号 6 番について確認委員の宮本委員より説明をお願ひします。

- 宮本委員 議案書に記載のとおりの内容です。問題はないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。
- 境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願ひします。
- 事務局 申請番号 6 番について説明します。地図は 9 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で 10 分、農業年数は 8 年、農機具を所有し、主たる作物は米、みかんとなり、3 条の要件は満たしているものと思われます。なお、譲受人は現在東側の隣接地を耕作しています。以上です。
- 境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 6 番について、委員さんのご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 異議なしということですので 6 番について承認します。以上、議案第 7 号について 6 件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第 8 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号 1 番について確認委員の那須委員より説明をお願ひします。
- 那須委員 現在ある資材置場の拡張になります。ご審議よろしくお願ひ致します。
- 境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願ひします。
- 事務局 申請番号 1 番について説明します。地図は 11 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は熊本市南区で建設業を営む法人です。現在、申請地隣接地を資材置場として利用していますが、公共事業等の工事が多く、資材置場が不足していたため、今回敷地拡張の転用申請となりました。なお、申請地は、都市計画の用途地域であるため第 3 種農地となります。以上です。
- 境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 1 番について、委員さんのご意見はありませんか。

- 長溝委員 ウキウキロード沿いに資材置場があるとのことだが、資料の航空写真が古いためか無いように見える。現在はどうなっているか。
- 那須委員 ウキウキロード沿いに資材置場が4筆分できていて、今回の申請はその拡張になります。
- 境議長 他に意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 異議なしということですので1番について承認します。次に、申請番号2番について確認委員の芥川高一委員より説明をお願いします。
- 芥川高委員 内容は議案書記載のとおりで問題はないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。
- 境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
- 事務局 申請番号2番について説明します。地図は12ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は熊本市南区で土木工事業を営む法人です。当時土木資材置場が不足していたことから、平成28年頃より資材置場として使用していたため始末書添付の案件です。申請地は、作業現場に近く、前面道路が広いため、資材置場に適していると考え、知人である所有者の了承を得て使用していたとのことです。なお、申請地は、公共投資のされていない、10ha未満の生産性の低い第2種農地です。以上です。
- 境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 異議なしということですので2番について承認します。以上、議案第8号について2件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第9号「農用地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局

ご説明いたします。議案書の 15 ページをご覧ください。これらは、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農用地利用集積等促進計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。

借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃（しゃくちん）などにつきましては議案書記載のとおりです。15 ページ 19 番から 16 ページ 33 番につきましては、農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した、利用権の新規設定となります。16 ページ下段のローマ数字 I は、熊本県農業公社を介した貸借の借受者を親から子へ変更するものです。17 ページの②から④につきましては、農業公社を介した農地の売買案件になり、現在の農地所有者から熊本県農業公社が農地を買い入れ、その後受け手に売り渡すもので、今回は売り手から農業公社に売り渡すものとなります。

次に 18 ページから 19 ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定等による農地集積の状況を示していて、今月は田が 52,448 m<sup>2</sup>となっています。

次に 20 ページをご覧ください。各地区ごとの農地の貸借状況を示しております。なお、表示している数値は、前回の総会後の時点で作成しておりますので、御了承ください。それでは上から順に説明いたします。まず、市内の農地の筆数及び面積になりますが、市全体の合計は 28,756 筆の 23,829,636 m<sup>2</sup>で、各地区の数値は記載のとおりです。中段は農地法第 3 条、利用権、機構法及び貸借なし、ごとの各地区の筆数及び面積になり、貸借なしは自作を含んでいます。下段は中段の数値を地区ごとの割合に直したものです。面積をベースにいきますと、市全体では農地法第 3 条を活用されている割合は 10.70%、利用権は 6.30%、機構法は 5.82%、貸借なしは 77.18%となっております。以上です。

境議長

事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員

異議なし。

境議長

異議なしですので、議案第 9 号について承認します。次に、報告第 3 号「許可不要転用届について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局

報告いたします。22 ページをお開きください。届出農地、転用者、届出理由、所有者は議案書記載のとおりです。

番号 1 番、無線基地局設置のための転用になります。地図は 23 ページ及

びスクリーンをご覧ください。農地法施行規則第 29 条第 17 号及び第 53 条第 14 号において、「認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む。）若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合」は農地法第 4 条及び 5 条の許可が不要とされていますので、報告するものです。

次に、番号 2 番は農業用資材置場、駐車場用地のための転用になります。あわせて、番号 3 番は農業用倉庫設置のための転用になります。地図は 24 ページ 25 ページ及びスクリーンをご覧ください。農地法施行規則第 29 条第 1 号において、「耕作の事業を行う者が…その農地（2 アール未満のものに限る。）をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合」は農地法第 4 条及び第 5 条の許可が不要とされていますので、報告するものです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

境議長 ご意見ないようですので、報告第 3 号について事務局の報告を終わります。次に、報告第 4 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 報告いたします。26 ページをご覧ください。解約件数は 2 件、総合計は 2 筆で 699 m<sup>2</sup>です。解約農地、地目、面積、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

境議長 ご意見ないようですので、報告第 4 号について事務局の報告を終わります。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。無い様ですのでこれもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 ありがとうございます。閉会の言葉を鎌賀副会長にお願いします。

鎌賀副会長 ご審議ありがとうございました。これもちまして令和 8 年第 3 回の総会を閉会します。

議 長 境 良一

議事録署名人 上村 博文  
議事録署名人 芥川 高一